

令和6年第4回区議会定例会追加提出予定議案

第1 条例

1 目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 改正内容

目黒区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、区長等の給料等の額を改定する。

ア 目黒区長等の給料等に関する条例の一部改正（第1条）

(ア) 給料を増額する。

職名	現行	改正後
区長	1, 0 5 8, 0 0 0円	<u>1, 0 6 8, 0 0 0円</u>
副区長	8 4 7, 0 0 0円	<u>8 5 4, 0 0 0円</u>

(イ) 期末手当を増額する。(単位：月)

	現行	改正後
6 月	1. 8 0	<u>1. 9 0</u>
1 2 月	1. 8 0	<u>1. 9 0</u>
計	3. 6 0	<u>3. 8 0</u>

イ 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第2条）

(ア) 議員報酬を増額する。

職名	現行	改正後
議長	9 0 5, 0 0 0円	<u>9 1 3, 0 0 0円</u>
副議長	7 9 1, 0 0 0円	<u>7 9 8, 0 0 0円</u>
委員長	6 5 8, 0 0 0円	<u>6 6 4, 0 0 0円</u>
副委員長	6 2 8, 0 0 0円	<u>6 3 4, 0 0 0円</u>
議員	5 9 8, 0 0 0円	<u>6 0 3, 0 0 0円</u>

(イ) 期末手当を増額する。(単位：月)

	現行	改正後
6 月	1. 7 7 5	<u>1. 8 7 5</u>
1 2 月	1. 7 7 5	<u>1. 8 7 5</u>
計	3. 5 5	<u>3. 7 5</u>

ウ 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（第3条）

(ア) 給料を増額する。

職名	現行	改正後
教育長	7 4 1, 0 0 0円	<u>7 4 7, 0 0 0円</u>

エ 目黒区監査委員の給与等に関する条例の一部改正（第4条）

(ア) 給料等を増額する。

区分			現行	改正後
識見を 有する 者から の選出	常勤	代表監査委員	6 3 0， 0 0 0円	<u>6 3 5， 0 0 0円</u>
		その他の監査委員	6 1 0， 0 0 0円	<u>6 1 5， 0 0 0円</u>
	非常勤	代表監査委員	3 3 2， 0 0 0円	<u>3 3 5， 0 0 0円</u>
		その他の監査委員	3 1 2， 0 0 0円	<u>3 1 5， 0 0 0円</u>
議員選出の監査委員			1 9 3， 0 0 0円	<u>1 9 5， 0 0 0円</u>

オ 目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第5条）

(ア) 報酬を増額する。

職名	現行	改正後
教育委員会委員	227,000円	<u>229,000円</u>
選挙管理委員会委員長	284,000円	<u>286,000円</u>
選挙管理委員会委員	227,000円	<u>229,000円</u>

(2) 施行期日

令和7年1月1日

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

3 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 公民較差（11,029円、2.89%）を是正するため、給料表を改定する。

イ 期末手当及び勤勉手当を増額する。

(ア) 一般職員

a 令和6年度分

(単位：月)

		一般		管理職	
		現行	改定後	現行	改定後
期末手当	6月	1.20	1.20	1.025	1.025
	12月	1.20	<u>1.30</u>	1.025	<u>1.125</u>
	計	2.40	<u>2.50</u>	2.05	<u>2.15</u>
勤勉手当	6月	1.125	1.125	1.30	1.30
	12月	1.125	<u>1.225</u>	1.30	<u>1.40</u>
	計	2.25	<u>2.35</u>	2.60	<u>2.70</u>
支給月数計		4.65	<u>4.85</u>	4.65	<u>4.85</u>

b 令和7年度以降分

(単位：月)

		一般		管理職	
		現行	改定後	現行	改定後
期末手当	6月	1. 20	<u>1. 25</u>	1. 025	<u>1. 075</u>
	12月	1. 20	<u>1. 25</u>	1. 025	<u>1. 075</u>
	計	2. 40	<u>2. 50</u>	2. 05	<u>2. 15</u>
勤勉手当	6月	1. 125	<u>1. 175</u>	1. 30	<u>1. 35</u>
	12月	1. 125	<u>1. 175</u>	1. 30	<u>1. 35</u>
	計	2. 25	<u>2. 35</u>	2. 60	<u>2. 70</u>
支給月数計		4. 65	<u>4. 85</u>	4. 65	<u>4. 85</u>

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

a 令和6年度分

(単位：月)

		一般		管理職	
		現行	改定後	現行	改定後
期末手当	6月	0. 675	0. 675	0. 5875	0. 5875
	12月	0. 675	<u>0. 725</u>	0. 5875	<u>0. 6375</u>
	計	1. 35	<u>1. 40</u>	1. 175	<u>1. 225</u>
勤勉手当	6月	0. 55	0. 55	0. 6375	0. 6375
	12月	0. 55	<u>0. 60</u>	0. 6375	<u>0. 6875</u>
	計	1. 10	<u>1. 15</u>	1. 275	<u>1. 325</u>
支給月数計		2. 45	<u>2. 55</u>	2. 45	<u>2. 55</u>

b 令和7年度以降分

(単位：月)

		一般		管理職	
		現行	改定後	現行	改定後
期末手当	6月	0. 675	<u>0. 70</u>	0. 5875	<u>0. 6125</u>
	12月	0. 675	<u>0. 70</u>	0. 5875	<u>0. 6125</u>
	計	1. 35	<u>1. 40</u>	1. 175	<u>1. 225</u>
勤勉手当	6月	0. 55	<u>0. 575</u>	0. 6375	<u>0. 6625</u>
	12月	0. 55	<u>0. 575</u>	0. 6375	<u>0. 6625</u>
	計	1. 10	<u>1. 15</u>	1. 275	<u>1. 325</u>
支給月数計		2. 45	<u>2. 55</u>	2. 45	<u>2. 55</u>

ウ 扶養手当を見直す。

(ア) 配偶者等に係る扶養手当（現行月額6,000円）を廃止する。

(イ) 子に係る扶養手当を増額する。

月額9,000円 → 月額10,500円

エ 職員のうち医師、歯科医師等に支給する初任給調整手当の限度額を引き上げる。(上記2の条例のみ)

(ア) 令和6年度分

月額268,500円 → 月額275,700円

(イ) 令和7年度以降分

月額275,700円 → 月額315,200円

(2) 施行期日

ア 上記(1)ア、イ(ア)a及び(イ)a並びにエ(ア) 公布の日

・ア及びエ(ア)については、令和6年4月1日から適用する。

・イ(ア)a及び(イ)aについては、令和6年12月1日から適用する。

イ 上記(1)イ(ア)b及び(イ)b、ウ並びにエ(イ) 令和7年4月1日

(3) 経過措置

ア 上記(1)ウ(ア)の配偶者等に係る扶養手当の廃止は段階的に行う。

・令和7年度 月額4,000円

・令和8年度 月額2,000円

・令和9年度 廃止

イ 上記(1)ウ(イ)の子に係る扶養手当の増額は段階的に行う。

・令和7年度 月額9,500円

・令和8年度 月額10,000円

・令和9年度 月額10,500円(改正後本則の適用)

4 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

期末手当及び勤勉手当を増額する。

(ア) 令和6年度分

(単位：月)

		現行	改定後
期末 手当	6月	1. 20	1. 20
	12月	1. 20	<u>1. 30</u>
	計	2. 40	<u>2. 50</u>
勤勉 手当	6月	1. 125	1. 125
	12月	1. 125	<u>1. 225</u>
	計	2. 25	<u>2. 35</u>
支給月数計		4. 65	<u>4. 85</u>

(イ) 令和 7 年度以降分 (単位：月)

		現行	改定後
期末 手当	6 月	1. 2 0	<u>1. 2 5</u>
	1 2 月	1. 2 0	<u>1. 2 5</u>
	計	2. 4 0	<u>2. 5 0</u>
勤勉 手当	6 月	1. 1 2 5	<u>1. 1 7 5</u>
	1 2 月	1. 1 2 5	<u>1. 1 7 5</u>
	計	2. 2 5	<u>2. 3 5</u>
支給月数計		4. 6 5	<u>4. 8 5</u>

(2) 施行期日

ア 上記(1)(ア) 公布の日 (令和 6 年 1 2 月 1 日から適用)

イ 上記(1)(イ) 令和 7 年 4 月 1 日

5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律が施行されることに伴い、雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）の規定に準じて支給する退職手当のうち、同法に規定する就業促進手当に相当するもの等に係る支給要件を見直す。

(2) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(3) 参考

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 6 号）

公布 令和 6 年 5 月 1 7 日 施行 令和 7 年 4 月 1 日

6 目黒区長等の給料の特例に関する条例

(1) 制定内容

区長及び副区長の令和 7 年 1 月分の給料を 2 0 %減額する。

(2) 施行期日

令和 7 年 1 月 1 日